

卸売市場法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九六号)

一、提案理由(平成一六年四月一日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(亀井善之君) 卸売市場法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通の円滑化を図る上で重要な役割を果たしておりますが、近年、卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化が進んでおります。国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産、流通を通じた構造改革の必要性の高まりや、消費者の安全、安心に対する関心の高まり等の適切に対応して、生産者及び実需者が安心して利用できる市場の確立に向け、卸売市場における流通の効率化や品質管理の徹底等を図ることが急務となっております。

こうした状況を踏まえ、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、食の安全、安心に対する関心の高まりに対応し、卸売市場における適正な品質管理を推進するため、卸売市場整備基本方針等において、品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記載事項について、品質管理の方法を追加することとしております。

第二に、流通の効率化等に資するため、電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けて卸売を行うことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制等を廃止することとしております。

第三に、卸売市場の再編の円滑化を図るため、卸売市場整備基本方針で卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないとするとともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備することとしております。

第四に、中央卸売市場の仲卸業者の財務の健全化を図るため、仲卸業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化することとしております。

……………(略)……………

以上がこれら二法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成一六年四月九日)

岩永浩美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

まず、卸売市場法の一部を改正する法律案は、近年における卸売市場経由率の低下や

市場関係者の経営悪化、国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産、流通を通じた構造改革の必要性、消費者の安全、安心に対する関心の高まり等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、卸売市場における品質管理の高度化への対応、取引規制の緩和に伴う卸売市場の活性化と公正な取引の確保、国内農産加工業への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より、卸売市場法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、卸売市場法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、卸売市場法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月八日）

卸売市場は基幹的な流通拠点として、近年の食品流通を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、生鮮食料品等の安定的な供給という本来の役割に加え、安全・安心な食品の供給及び効率的な食品流通機能を一層高めることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 卸売市場の再編に当たっては、価格形成や流通拠点となる公共施設としての役割を踏まえたうえ、地域の特性や要望に十分配慮した配置が行われるよう努めること。
- 二 卸売市場における品質管理の高度化については、低温管理施設等の高機能施設の整備、品質管理に対する意識啓発や研修などにつき、各卸売市場の実情に応じた支援措置を講ずること。

また、卸売市場流通の実情に応じたトレーサビリティシステムの開発・導入などの取組を進めるほか、食品の安全性に関する不測の事態に的確に対処できる態勢の整備を図ること。

- 三 取引規則の緩和等に当たっては、市場取引の秩序が確保されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱いや受託拒否などの事態が生ずることのないよう監視を行い、公正かつ効率的な取引の確保に努めること。

- 四 卸売市場関係者に対し改正の趣旨を周知徹底するとともに、卸売業者及び仲卸業者の経営については、経営健全化措置等を通じ、体質強化に資するよう適切な指導を行うこと。

また、委託手数料の弾力化や各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を

十分踏まえつつ、円滑な移行が図られるよう留意すること。

五 卸売市場関係者が連携・協調して、電子商取引の導入や効率的な物流管理システムの構築を行うとともに、これを通じ、規格を簡素化した青果物や付加価値の高い地域農水産物の取扱いなど特色ある卸売市場の形成に積極的に取り組める環境の整備に努めること。

六 公設の卸売市場における施設の整備及び維持管理については低コスト化を図るとともに、施設の供用に当たっては、市場関係者の便宜や経営の効率化に資するよう、指導すること。

七 卸売市場制度については、今後とも、卸売市場がその公共性を維持しつつ効率的な運営が確保されるよう、適宜適切な評価・検討を行っていくこと。

右決議する。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一六年六月三日）

高木義明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、卸売市場法の一部を改正する法律案及び特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

卸売市場法の一部を改正する法律案は、卸売市場における流通の効率化、品質管理の徹底等を図るため、卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両法律案は、去る四月九日参議院から送付され、五月二十四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十五日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十六日に現地視察を行い、二十七日に質疑を行いました。

質疑終局後、まず、卸売市場法の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二七日）

政府は、本法の施行に当たり、食品流通をめぐる諸情勢の変化に対応し、卸売市場が基幹的な流通機構としての役割を十分果たせるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画については、関係者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に即した卸売市場の適正な配置、効率的及び効果的な施設整備

が行われるよう策定すること。

二 食の安全・安心確保のため、卸売市場における品質管理の推進については、各卸売市場の実情に応じた低温管理施設等の高機能施設の整備及び品質管理に関する指導・研修等につき支援の充実を図ること。また、卸売市場流通に適合したトレーサビリティシステムの開発・導入を促進すること。

三 取引規制の緩和等に当たっては、市場取引の秩序が維持されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱い及び受託拒否が生じることのないよう十分監視すること。

また、委託手数料の弾力化及び各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を十分に踏まえ、円滑に移行すること。

四 卸売業者及び仲卸業者に対しては、経営健全化措置等を通じ、経営体質の強化が図られるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。